

B型・C型肝炎ウイルス性肝炎検査結果が陽性であった皆様へ 肝炎初回精密検査 費用助成のご案内

熊本県では、以下の「助成の対象者」に該当する方に、肝炎ウイルスの初回精密検査を受けた際の医療費の自己負担分を助成します。

助成の対象者	熊本県内に住所がある方で次に掲げるすべてに該当する方 (1)医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者 (2)1年以内に、保健所で申し込み受診した肝炎ウイルス検査または市町村が実施する肝炎ウイルス検査(健康増進事業)で結果が陽性と判定された方 (3)県又は県内市町村が行う肝炎ウイルス陽性者に対するフォローアップ事業に同意した方
対象となる検査	肝炎ウイルス検査で陽性と判定された後、初めて医療機関で受ける精密検査
助成回数	1回

<費用助成までの流れ>

①保健所にて必要な書類(請求書・医療機関リスト)を受け取る

事前に保健所又は市町村でのフォローアップ事業への同意が必要となります。
(市町村が行う肝炎ウイルス検査で陽性と判定された方は、市町村が行うフォローアップ事業の対象となりますので、検査を受けた市町村に御相談ください。)

この事業により精密検査を受けられる専門医療機関を紹介します。
(受診前に専門医療機関へ御連絡(御予約)いただき、県の助成制度を利用する旨をお伝えください。)

②受診

専門医療機関を受診し、窓口で請求された検査費用を支払い、「領収書(レシート不可。)」及び「診療明細書」を受け取ります。

③請求

申請書に必要事項を記入し、保健所又は熊本県健康危機管理課に郵送又は持参してください。県が、支給の可否の判断及び診療明細の確認の後、自己負担分のうち対象費用の全額を助成します。

※検査が複数日にまたがっても、1ヶ月以内で年度内に終了する場合には、助成対象とします。
※医療機関によっては診療明細書に費用がかかる場合がありますが、その費用は自己負担となります。

助成対象となる検査項目

初診料(再診料)、ウイルス疾患指導料及び下記の検査に関連する費用として県が認めた費用が助成の対象となります。ただし、**医師が必要と判断したもので、保険適用となる費用のみ**です。

	【B型肝炎ウイルス】	【C型肝炎ウイルス】
血液形態・機能検査	末梢血液一般検査、末梢血液像	
出血・凝固検査	プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間	
血液化学検査	総蛋白、アルブミン、総ビリルビン、直接ビリルビン、AST、ALT、ALP、 γ -GT、LD、ChE、総コレステロール、ZTT	
腫瘍マーカー	AFP、AFP-L3%、PIVKA-II 半定量、PIVKA-II 定量	
肝炎ウイルス関連検査	HBe抗原、HBe抗体、HBVジェノタイプ判定等	HCV血清群別判定等
微生物核酸同定・定量検査	HBV核酸定量	HCV核酸定量
画像診断	超音波検査(断層撮影法(胸腹部))	

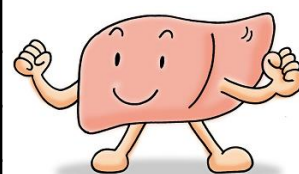
検査費用の請求に必要な書類

《初回精密検査》

- 熊本県肝炎ウイルス検査(初回精密検査)費用請求書(保健所で入手)
- 当該精密検査に係る医療機関の領収書(レシート不可)
- 診療明細書(検査を受けた保険医療機関が発行した医療内容、保険点数等が記載された書類)
- 肝炎ウイルス検査結果通知書

問合せ先

機関名	住 所	電話番号
有明保健所	〒865-0016 玉名市岩崎1004-1	0968-72-2184
山鹿保健所	〒861-0501 山鹿市山鹿465-2	0968-44-4121
菊池保健所	〒861-1331 菊池市隈府1272-10	0968-25-4138
阿蘇保健所	〒869-2301 阿蘇市内牧1204	0967-32-0535
御船保健所	〒861-3206 上益城郡御船町辺田見400	096-282-0016
宇城保健所	〒869-0532 宇城市松橋町久具400-1	0964-32-1207
八代保健所	〒866-8555 八代市西片町1660	0965-33-3229
水俣保健所	〒867-0061 水俣市八幡町2-2-13	0966-63-4104
人吉保健所	〒868-0056 人吉市寺町12-1	0966-22-3107
天草保健所	〒863-0013 天草市今釜新町3530	0969-23-0172
熊本市保健所	〒862-0971 熊本市中央区大江5-1-1	096-364-3189
県健康危機管理課	〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1	096-333-2783



熊本県肝炎対策
マスコットキャラクター
「カンゾーくん」